平成23年第9回玉城町議会定例会会議録(第4号)

- 1. 招集年月日 平成23年12月12日
- 2. 招集の場所 玉城町議会議場
- 3. 開 会 平成23年12月20日
- 4. 応召議員

 1番 中 西 友 子 君
 2番 北
 守 君

 3番 坪 井 信 義 君
 4番 北 川 雅 紀 君

 5番 中 瀬 信 之 君
 6番 山 口 和 宏 君

 7番 奥 川 直 人 君
 8番 山 本 静 一 君

 9番 前 川 隆 夫 君
 10番 川 西 元 行 君

 1番 風 口 尚 君
 12番 小 林 豊 君

- 13番 小 林 一 則 君
- 5. 不応召議員 な し
- 6. 出席議員 13名
- 7. 欠席議員 な し
- 8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

辻 村 修 一 君 町 長 副町長 中 郷 徹 君 教 育 長 山口典郎君 会計管理者 前田浩三君 総務課長 大南友敬君 税務住民課長 田畑良和君 生活福祉課長 林 裕紀君 建設課長 松田幸一君 博 明 君 上下水道課長 東 病院老健事務局長 小 林 一 雄 君 教育事務局長 中 西 元 君 総務担当課長補佐 田村 優君 田間宏紀君 政策財政担当課長補佐 産業振興課長 中村元紀君 教育委員長 加藤禎一君 監査委員 中西正光君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠君 同書 記 宮本尚美君同書記 内山治久君

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第62号 玉城町職員定数条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 3. 議案第63号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 4. 議案第64号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 第 5. 議案第65号 町税条例等の一部改正について (討論・採決)

- 第 6. 議案第66号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について(討論・採決)
- 第 7. 議案第67号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第4号)(討論·採決)
- 第 8. 議案第68号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(討論・ 採決)
- 第 9. 議案第69号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第10. 議案第70号 平成23年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第11. 議案第71号 平成23年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第12. 議案第72号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第13. 議案第73号 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)(計論・採決)
- 第14. 議案第74号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第14 発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時01分開議)

開議の宣告

○議長(風口 尚) 只今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、平成23年第9回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。 本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において

2番 北 守 君

3番 坪井 信義 君

の2名を指名いたします。

次に 日程第2 議案第62号 玉城町職員定数条例の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。

まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

○議長(風口 尚) これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。 本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に日程第3 議案第63号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

○議長 (風口 尚) これにて 討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。 本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 日程第4 議案第64号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。1番 中西友子さん 〇1番 (中西友子) 議案題 64号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について反対の立場から討論を行います。まず、反対する第1の理由は公務員の給与の引き下げは需要拡大による景気回復が求められている現状に逆行し、更にそれが公務員も引き下げたんだからという民間企業の賃金引き下げの口実に使われて労働者全体の賃金を引き下げるという悪循環をもたらし、ひいては地域別最低賃金の改正にも影響を及ぼす恐れがあると考えられることが反対する第1の理由です。次に反対する第2の理由は玉城町職員給与のラスパイレス指数は県内比較や類似団体比較からみても低い位置にあるという中で町民福祉の向上という仕事に誇りを持ち一生懸命頑張っていただいている職員の給与をカットすることには賛成できないということです。40歳半ばから50歳台の一律の定率減額は職務給の原則に反し生活実態や生計費原則を無視した年齢差別ともいうべき賃金削減であり、削減の勧告が出されたらそれにすぐ従うというのは、労働基本権を脅かすもので認めることができません。以上二つの理由を申し上げて議案第64

○議長(風口 尚) 次に賛成討論の発言を許します。

号に反対する討論を終わります。

(「議事進行」の声あり)

○議長 (風口 尚) これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。 本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第5 議案第65 号町税条例等の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

○議長(風口 尚) これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします 本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第6 議案第66号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを 議題としこれより討論・採決を行います。まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

○議長(風口 尚) これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。 本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第7 議案第67号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし日程第14号 議案第74号 平成23年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案については、それぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林一則君

○予算決算常任委員長(小林一則) 只今、議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたのでご報告致します。

委員会に付託されました議案第67号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ない し議案第74号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)についての委員会審 査を去る12月16日午前9時より第4会議室において委員全員の出席と町長・副町長及び教 育長、各課長また関係室長並びに課長補佐の出席と議長同席のもとに、審査を実施いたしま した。

委員会審査は、12 名の委員により慎重審査を行ないました。その審査内容ついては省略させて頂き、後日、会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは、審査結果の報告を致します。

はじめに、議案第67号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第4号)につきまして 質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成23年度玉城町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成23年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成23年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして も質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。 次に、議案第72号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果報告と致します。

○議長(風口 尚)以上で、委員長の報告は終わりました。お諮り致します。

委員長の報告に対する質疑は省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、委員長の報告に対する質疑を省略致します。これより各議案ごとに討論・採決を行います。

先ず、議案第67号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第4号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

○議長(風口 尚) これにて討論を終結いたします。 これより本案を採決いたします。 本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。 よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に議案第 68 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第 3号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に議案第69号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号) についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。 (「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に議案第 70 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第 2 号) についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚)次に議案第71号 平成23年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

〇議長(風口 尚)次に議案第72号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に議案第 73 号 平成 23 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第1号) についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

○議長 (風口 尚) 次に議案第 74 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第2号) についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) これより追加議案の審査にはいります。

日程第15 議案第75号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

- ○町長 (辻村修一君) 議案第 75 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は先に提案しました玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正と同様、障害者自立支援法が改正され、重度視覚障害者の異動支援が障害福祉サービスに追加されたことに伴い関連する本条例についての所要の改正を行うものであります。なお、補足は省略させていただきます。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。
- 〇議長(風口 尚)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。

それでは、まず質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

○議長(風口 尚)以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

〇議長(風口 尚) 次に 日程第16 発議第13号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定により、 閉会中の継続審査の申し出があります。お諮り致します。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(風口 尚)ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続 審査とすることに決しました。

以上で今期 定例会に付議された案件の審議は全て終了致ししました。 これを以って、平成23年第9回玉城町定例会を閉会致したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(風口 尚)ご異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。これにて平成23年第9回玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村 修一君

- ○町長(辻村修一君)閉会にあたりまして一言お礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に付議賜りました全ての議案につきまして原案可決を頂きましたことを心からお礼申し上げる次第でございます。定例会中に賜りました貴重なご意見につきましては今後の町政運営に活かしていきたいとこんなふうに考えとる次第でございます。今年も後残すところ 10 日余りということになりました。議員の皆さん方にはご健康で新しい年を迎えられますことを心から祈念を申し上げてお礼の挨拶とさせて頂きます。ありがとうございました。
- ○議長(風口 尚) 閉会にあたりまして一言挨拶を申し上げます。今期定例会は去る 12 日から 開会致しまして本日まで9日間、当面の諸議案について審議をいたしました。終始熱心にご審議を賜りまして無事閉会の運びとしていただきました。ご同慶に堪えません。いよいよ本年も 押し迫ってまいりまして、特に緊急案件のない限り、本日をもって納めの議会になろうかと思います。厳寒に向かいます折から皆さま方にはくれぐれもご自愛くださいまして、無事越年い ただきましてご多幸の新年を迎えますことをお祈りいたしまして挨拶と替えさせていただきます。ご苦労さまでした。

(午前 9時27分 閉会)